

日本学士院賞 受賞者

宮本憲一



専攻学科目 環境経済学・財政学
生年 昭和五年二月
略歴 昭和二八年三月
同 二八年四月
同 三〇年四月
同 三五年三月
同 四〇年四月
同 四七年一月
同 四七年一〇月
平成 三年四月
同 五年四月
同 五年四月
同 六年四月
同 九年七月
同 一三年七月
同 一六年七月
同 一七年四月

名古屋大学経済学部経済学科卒業
金沢大学法文学部助手
金沢大学法文学部講師
大阪市立大学商学部助教授
経済学博士
大阪市立大学商学部教授
大阪市立大学商学部長（平成四年三月まで）
大阪市立大学名誉教授
立命館大学産業社会学部教授
立命館大学政策科学部教授（平成一二年三月まで）
立命館大学大学院政策科学研究科長（平成一〇年三月まで）
滋賀大学長（平成一六年七月まで）
滋賀大学名誉教授
立命館大学政策科学部客員教授（平成二五年三月まで）

経済学博士宮本憲一氏の『戦後日本公害 史論』に対する授賞審査要旨

宮本憲一氏は、早くから公害・環境問題の代表的な研究者とされてきた。戦後日本の公害史については資料中心の通史や詳細な年表はあったが、政治経済史との関連において分析された本格的な公害史は本書（『戦後日本公害史論』岩波書店、平成二六年七月）が初めてである。著者は、公害の実態を現場に入って調査しつつ理論的に重要で歴史的な教訓となる問題を中心に執筆しており、本書は通史というよりは公害史論であるとする。著者は、公害問題の解決のための運動や裁判に研究者として関わりをもったことがあり、そのことが本書の分析を鋭利なものとし、生き生きとした叙述を可能にしている。裁判事件の研究は時として相手への激しい非難・批判に走ることがあるが、著者は裁判記録を初めとする根本資料を博搜し、それらの分析に基づいた冷静かつ客観的な叙述に極力努めている。本書は、序章「戦後日本公害史論の目的と構成」と第一部「戦後公害問題の史的展開」、第二部「公害から環境問題へ」、終章「維持可能な社会」から編成されている。敗戦から一九九〇年代半ばまでを

主たる対象としているが、戦前の公害史や、最近における未解決の公害問題も取り扱い、外国の公害・環境問題についても随所で言及しており、著者の視野はきわめて広範囲にわたっている。

序章において著者は、戦前の鉱毒事件や工場の公害が主として農林漁業の被害で財産権が問題とされたのに対して、戦後の公害の主たる特徴は住民の健康被害であり人格権が問題であるとする。そして、高度成長期に世界史に残るような深刻な公害問題が発生したのは、経済成長の高度化をひたすら目指す企業が密着するという独特な政治経済システムのためであり、戦後日本の公害は政官財学の複合体の引き起こしたシステム公害であると指摘する。著者は、公害のような市場の失敗があれば自動的に政府が救済に動くという通常の想定が妥当しない日本では、公害の被害者である地域住民が、住民運動と裁判闘争を通じて公害の「下から」の克服者として重要な役割を果たさねばならず、その点で公害対策が政党や政府によって「上から」作られたドイツなどと異なるという。

第一部では、まず、戦後経済復興に際して日本政府は公害問題を全く考慮しなかったため、大都市や八幡製鉄所周辺では大気汚染が酷く、熊本水俣病も一九五六年に発見されたが通産省の抵抗のために政府による認定は六八年まで引き延ばされたと指摘する。他方、一九六四年には三島・沼津・清水の市民の反対運動によって石油コ

ンピナート計画が挫折させられ、六〇年代後半には美濃部都政などの革新自治体が住民の環境権を主張するようになるという。かかる動きに対して経団連は公害対策に際して環境保全と産業発展の調和を図るべきだと主張し、六七年に制定された公害対策基本法もそうした調和論に基づくものとなったと指摘する。住民運動が革新自治体を生み出す力のない企業城下町などでは、被害者は裁判に訴えざるをえない。著者は六〇年代後半からのイタイイタイ病、新潟水俣病、四日市公害、熊本水俣病のいわゆる四大公害裁判について詳細な分析を試み、発生源と被害者の因果関連を個別の病理学的究明でなく集団の疫学的究明によって判断する新たな法理を裁判所が採用したことが重要な意味をもったことを明らかにする。続いて著者は大阪空港、阪神高速道路、東海道新幹線の騒音・自動車排ガスなどの公害裁判を検討し、ここでは環境の公共性の主張が公共事業の公共性の主張によって抑え込まれ、判決が調和論に引きずられるようになったと述べる。七三年には世界初の汚染者負担原則を定めた公害健康被害補償法が公布されるが、それは事業者負担を上回る政府補助を通じて企業防衛の機能を果たしたばかりでなく、同法による経済負担が増えると経団連は基準改訂を要求したと指摘する。

第二部では、一九七三年の石油危機を契機とする高度成長の終焉と革新自治体の衰退に伴い、公害行政の後退が始まったことが論じ

られ、未解決の公害問題を残したままアスベスト災害や福島第一原発事故のような新たな公害を生んでいる現状についても分析がなされる。公害政策の後退は、七〇年代後半の二酸化炭素の環境基準の大幅緩和や、水俣病の認定を複数症候の組合せに限定して申請患者を切り捨てたことから始まったという。さらに八七年には、公害健康被害補償法の全面改正により大気汚染地域の指定解除がなされ、「公害が終わった」という方向に世論が誘導されたが、そうした動きに対して、西淀川、川崎、尼崎、名古屋南部では、七〇年代後半からの道路公害裁判によって大気汚染地域の指定が復活し、これによって「自動車の社会的費用の一部が内部化された」と指摘する。著者は八〇年代以降、環境問題が国際化した動きについても分析し、日本の多国籍企業がアジア各地に「公害輸出」をしている事例を挙げるとともに、沖縄の米軍基地はアメリカの「公害輸出」であると指摘する。ヨーロッパでは酸性雨問題を契機にドイツが環境政策を強化したが、一九八六年のチェルノブイリ原発事故を契機とする原発禁止運動は、地球温暖化の抑制論が登場すると一時勢いを失った。かかる状況に対して七七年の国連総会は「持続可能な発展」を指導原則とすることを決議したが、そのために必要な「近代化」に代わる社会経済システムを示すことは出来なかつたとする。

最後に、著者は東日本大震災時の原発事故の衝撃をうけて原発全

廃にふみきったドイツの政策を評価し、成長第一主義からの脱却を説くとともに、大量消費の欲望が変われば未来社会は維持可能になるという見解に対しては、大量消費システムを変えない限り大衆が自由に欲望を選択することが出来ないと論じている。

以上のように本書は、戦後日本公害史に関する総合的な史論であり、その学問的水準の高さと実証密度において他に類例を見ない優れた研究である。これからの日本社会の持続可能な道を探るためには、本書のような本格的な公害史の分析を踏まえることが必須の条件となるであろう。もちろん、本書が公害対策の後退の契機を石油危機による不況に求めた点に対しては、その後の日本経済の新自由主義的グローバル化の推進に伴う影響も検討してほしいし、公害史としては、廃棄物・リサイクル・自然環境保全などに関するさらに立ち入った分析がほしいところである。そうした問題点があるとはいえ、本書が戦後日本公害史の研究水準を飛躍的に高めた画期的な業績であることは疑いないところであり、本書は日本学士院賞に十分値する業績である。

主要業績（単著のみ記す）

『社会資本論』有斐閣、昭和四二年
 『日本の都市問題―その政治経済学的考察』筑摩書房、昭和四四年

『地域開発はこれでよいか』岩波新書、昭和四八年

『日本の環境問題―その政治経済学的考察』有斐閣、昭和五〇年

『財政改革―生活権と自治権の財政学』岩波書店、昭和五二年

『都市経済論―共同生活条件の政治経済学』筑摩書房、昭和五五年

『現代の都市と農村―地域経済の再生を求めて』日本放送出版協会、昭和五

七年

『昭和の歴史 第一〇巻 経済大国』小学館、昭和五八年

『都市をどう生きるか―アメニティへの招待』小学館、昭和五九年

『地方自治の歴史と展望』自治体研究社、昭和六一年

『日本の環境政策』大月書店、昭和六二年

『環境経済学』岩波書店、平成元年

『足もとから地球環境を考える』自治体研究社、平成二年

『環境と開発』岩波書店、平成四年

『二一世紀を地方自治の時代に』自治体研究社、平成五年

『環境政策の国際化』実教出版、平成七年

『環境と自治―私の戦後ノート』岩波書店、平成八年

『公共政策のすすめ―現代的公共性とは何か』有斐閣、平成一〇年

『都市政策の思想と現実』有斐閣、平成一一年

『公共政策と住民参加』公人の友社、平成一一年

『日本社会の可能性―維持可能な社会へ』岩波書店、平成一二年

『くるま社会』旬報社、平成一五年

『維持可能な社会と自治体―「公害」から「地球環境」へ』公人の友社、平成

一七年

『日本の地方自治―その歴史と未来』自治体研究社、平成一七年

『維持可能な社会に向かつて』岩波書店、平成一八年

『転換期における日本社会の可能性―維持可能な内発的發展』公人の友社、

平成一八年

『戦後日本公害史論』岩波書店、平成二六年